

居住制限区域（富岡町）から自主的避難等対象区域（三春町）に避難していた申立人夫婦（共に80歳代）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は、平成26年9月の骨折事故を契機に身体機能が著しく低下して同年11月に要介護1となり、その後、身体障害等級1級、要介護4となったこと等を考慮し、平成26年11月分から平成30年3月分まで月額5万円が、申立人夫は、上記のと通りの申立人妻の介護を担っていたこと等を考慮し、平成26年11月分から申立人妻が介護サービス付き集合住宅に入居した平成28年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号、申立人X1、同X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として、金260万8900円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、金93万円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。但し、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは、被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成30年11月15日

（仲介委員 市川太）

損害項目		期間	和解金額(円)	既払金額(円)
申立人 X 1				
1	精神的損害 避難慰謝料増額分 (要介護、身体障害による増額)	平成26年11月～平成30年3月	2,050,000	790,000
申立人 X 2				
1	精神的損害 避難慰謝料増額分 (申立人X1を介護していたことによる増額)	平成26年11月～平成28年3月	510,000	140,000
上記和解金額小計(円)			2,560,000	
弁護士費用(円)			48,900	
和解金額合計(円)			2,608,900	
上記既払金額小計(円)			930,000	
支払金額合計(円)			1,678,900	